6　裁判所は、第三項又は第四項の規定による措置をとるときは、付添人にその旨を通知しなければならない。この通知をするには、第三項の規定による措置にあつては裁判所が指定する事項を、第四項の規定による措置にあつては裁判所が指定する部分を特定してこれをしなければならない。

7　裁判所は、第三項の規定により付した条件に付添人が違反したとき、又は同項の規定による時期若しくは方法の指定に付添人が従わなかつたときは、弁護士である付添人については当該弁護士の所属する弁護士会又は日本弁護士連合会に通知し、適当な処置をとるべきことを請求することができる。

8　前項の規定による請求を受けた者は、そのとつた処置をその請求をした裁判所に通知しなければならない。

第二十四条の二第三項中「前二項」を「前三項」に、「告知」を「告知及び教示」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に、「第二百七条第三項」を「第二百七条第四項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　前項の規定により弁護人を選任することができる旨を告げるに当たつては、本人は弁護士、弁護士法人又は弁護士会を指定して弁護人の選任を申し出ることができる旨及びその申出先を教示しなければならない。

附　則

この規則は、平成二十八年十二月一日から施行する。

最高裁判所長官　寺田　逸郎

省　令

○財務省令第七十四号

財務省設置法（平成十一年法律第九十五号）第二十四条第二項の規定に基づき、財務省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年十月七日

財務大臣　麻生　太郎

財務省組織規則の一部を改正する省令

財務省組織規則（平成十三年財務省令第一号）の一部を次のように改正する。

別表第九仙台北の項中「泉区」を「泉区　富谷市」に改める。

附　則

この省令は、平成二十八年十月十日から施行する。

訓　令

○内閣府訓令第二十二号

内閣府政策統括官の職務分担に関する訓令の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十八年九月二十九日

内閣総理大臣　安倍　晋三

内閣府政策統括官の職務分担に関する訓令の一部を改正する訓令

内閣府政策統括官の職務分担に関する訓令（平成十三年内閣府訓令第十九号）の一部を次のように改正する。

別表科学技術・イノベーション担当の項第1号四中「第4号」を「第6号」に改め、同項中第12号を第13号とし、第5号から第11号までを一号ずつ繰り下げ、第4号の次に次の一号を加える。

5　特定国立研究開発法人による研究開発等の促進に関する特別措置法（平成二十八年法律第四十三号）第三条第一項に規定する特定国立研究開発法人による研究開発等を促進するための基本的な方針の策定及び推進に関すること。

附　則

この訓令は、平成二十八年十月一日から施行する。